

■学校経営のポイント

人権教育の見直し

小島 宏

人権教育が重要なことは十分承知している。にもかかわらず「学力向上」を優先するあまり「人権教育の視点」が曖昧になっていないだろうか、あえて見直してみる必要がある。そして、人権教育の充実に向けて全体計画や年間指導計画、実際の指導の在り方を改善していくことが肝要である。

人権教育の基本の確認

人権教育を進める基本になる次の事柄を管理職自らが確認し、全教職員に改めて周知徹底する。

- 日本国憲法第11条（基本的人権の享有と本質）
- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第1条（目的）、第2条（定義）、第3条（基本理念）
- 自治体の人権教育や人権啓発の基本計画
- 教育委員会の人権教育に関する基本方針

学校の人権教育の点検

自校の人権教育を、次の視点から全教職員で分担して点検・整理させ、その状況を共有化する。

- 人権教育の全体計画（平成24年度作成済みの学校は全国で75.3%、人権教育の指導方法に関する調査研究会議、平成25年10月）の内容は適切か。
- 人権教育の年間指導計画（同上65.1%）は適切か。教科の指導計画に人権教育が位置づけてあるか。
- 各教科等の中で人権教育が行われているか。
- 差別や偏見に対する指導と対応は適切か。
- いじめに対する指導と対応は適切か。
- 児童虐待の発見と対応は適切か。
- 不登校への対応、特別支援教育は適切に進めているか。

人権教育のポイント

人権教育について、次の事柄を確認し、学校一丸となって推進するようにしたい。「どの子も明るく生活し、元気に遊び、学習に満足させる」ことを基本において、具体的に進めることが大切である。

第一に、教職員には鋭い人権感覚が求められる。教職員はモデルである。どの子にも愛情を注ぎ、相談ごとなどに親身に応じ、公平に扱う。

第二は、言語環境の整備である。たった一言が子供の人権を否定し悲しませることがある。教職員自ら言動や掲示等の言語環境を整えるようにする。

第三に、意見が異なっても話し合える、けんかをすることがあっても仲直りができる、思いやりや親切な行動が取れる、悪口や嫌がらせ、うわさ話等をしない、悲しんでいる子や困っている子には手助けをする等、人間関係を築く指導が求められる。

第四に、自己実現や進路を保障する基盤として、基礎学力を定着させることも重要である。

第五に、できる子は褒められ、理解の遅い子は注意ばかり受けることを見直したい。授業中どこの教室にもある人権侵害の具体的な姿である。その子なりの良い点や努力を認め、褒めることである。

第六に、差別的言動はせず、差別を許さない、見逃さない等、教職員の行動を通して子供を指導し、感化し、差別や偏見への指導・対応を充実する。

第七は、いじめを根絶することである。いじめは単なる非行ではなく人権侵害である。起こらないようにする指導、起こりにくい学級経営、起こったときの適切・迅速な対応が必要である。また、体罰は暴力であり犯罪であり、人権侵害である。教職員に対する指導・助言を徹底する必要がある。

保護者や地域との連携

学校便りやHP等で人権教育に関する情報や啓発資料を発信し、連携して取り組むようにする必要がある。特に、いじめ、不登校、児童虐待などについては、状況を捉え、保護者や関連機関と連携して温もりのある対応をすることが重要である。

（こじま・ひろし＝一般財団法人教育調査研究所研究部長）

●校長のための最強スケジュール帳！《2015年1月発売》

2015 スクール・マネジメント・ノート

〔監修〕小島宏／〔企画・制作〕教育開発研究所 A5判・300頁／定価（本体2,200円）＋税

■研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、無料FAX 0120-462-488をご利用ください（24時間受付・即日発送）